

## 区民憲章の項目整理・個別論点についての意見一覧（庁内）

1 前 文
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究会報告書12頁にある、基本構想の「21世紀の文京区の姿」を基本として、前文を記述したらよいと考えます。</li> <li>・また報告書にもありますが、10年20年のスパンで見て、時代の変化に耐えうる文章を考えなくてはならないのではないか。（職員A）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文京区が目指す自治体像を明記する。（職員B、C、D、E、F）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文京区の特性と、目指すべきガバナンス社会について。</li> <li>・自治体とは住民であることに誇りが持てるすみやすい街づくりを目指す他に、文京区に対する権利と義務を果たすすべての人が居心地よく滞在することができる街づくりを目指すことにあると思います。（職員G）</li> </ul>
2 総 則
<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的の規定については、「多様な主体との協働」を基本としながらも、行政の責務は自治体政府がしっかりと行っていくことを明記すべきかと思います。</li> <li>・用語については、「区民」「主体」「コミュニティ」「事業者」「非営利団体」「まちづくり」などの定義は、必要ではないか、と思います。（職員A）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と住民の協働について丁寧に説明する。（職員B、C、D、E、F）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民憲章の目的。なぜ今区民憲章かということについて、やはり区民憲章策定過程でどれだけ区民参画があったかによって、このあたりの言葉の重みをは違ってくるのではないかと思う。</li> <li>・昼間人口の多い文京区の場合は、区民憲章で定義される住民も住民登録の有無に関わらず、一定の制限を加えた上で昼間区民も外国人、企業も含む「文京区に滞在するすべての人」を区民としてとらえるべきだと考えます。「一定の制限」は実際の住民に乱用されることがないように区民憲章の中で定めれば統一性のある定義ができると思います。（職員G）</li> </ul>
3 基本原則
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバナンスの考え方の規定は、不可欠だと思います。（職員A）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバナンスの理念は個別具体的な権利義務に規定しづらいので、「制度的保障」の理論がなじみやすいのではないか。（職員B、C、D、E、F）</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバナンス社会について、馴染みが薄い言葉なので、一言で簡単に説明できればいいと思う。将来像としては、できるだけ具体的である方が目指しやすくいいと思う。</li> <li>・ガバナンス社会実現のために必要な情報提供のあり方や、参画のしくみについて規定する必要がある。</li> <li>・文京区の区民憲章の根幹はガバナンスの概念にあると思うので、まずどんな年代層の人にも理解が得られるようできるだけ「ガバナンス」という単語の他にさらに日本語で簡潔な説明がつけば理解が得やすいと思います。(外来語のみで説明されると高齢者などはわかりにくいと思います。)</li> <li>・区民憲章と絡めて具体例を入れた方がよい。(職員G)</li> </ul>
<p><b>4 区民の権利・役割・責務</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「権利保障」の項でもあるのですが、権利・責務とも理念レベルでしか書けないのでは、と思います。具体的な権利の付与は憲法と各法律の関係と同様に、各条例や規則で、具体的な責務(義務)については各条例で(行政指導要綱というアプローチもあるでしょうが)行う形の方がよいのではないのでしょうか。(職員H)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働の観点から福祉への協力義務を文書の中に入れてほしい。(福祉部)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の定義の部分とも重複するように思うが、規定した「区民」に対しての「権利」の範囲(居住者と在勤在学者との区別など)については一考を要するように思います。現状でもかなりの部分で在勤在学者に対してサービスの提供を行っているので、逆に居住者に対して、より一層何かしらの機会・サービスの上乗せの議論も必要ではないかと思われます。</li> <li>・役割については、それぞれの立場でよりよい「まちづくり」に努める的な形になるのかな、と漠然と考えますが...(職員A)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の権利を規定する一方、それに対応した義務についても明確に規定しなければ耳障りがよいだけのものになってしまう。区民憲章で目指すべき社会ではすべての主体が対等な役割を担っていることを念頭において検討すべきである。(職員B、C、D、E、F)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区政への参加は基本的には間接民主制により行われている。それ以外での参加は権利であり、義務ではない。今後、区民が政策策定過程に参加できる仕組み作りは(パブリックコメント・公募委員等)さらに進んでいくと思われる。そうした中で、区民は自らの発言、行動についての責任を意識しなければならない。</li> <li>・ガバナンスの精神の基本は相互扶助の精神だと思うのですが、最近忘れがちになっている概念なので相互扶助の精神を区民の責務として規定してもらいたいと思います。(職員G)</li> </ul>
<p><b>5 コミュニティの権利・役割・責務</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「権利保障」の項でもあるのですが、権利・責務とも理念レベルでしか書けないのでは、と思います。具体的な権利の付与は憲法と各法律の関係と同様に、各条例や規則で、具体的な責務(義務)については各条例で(行政指導要綱というアプローチもあるでしょうが)行う形の方がよいのではないのでしょうか。(住民以外ではあっても、権利・義務は住民に準じた形で規定していくのがよいと思います。)(職員H)</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会・町会とテーマ・コミュニティとの協働を推進するため、情報交換や人的交流のステーションの役割として、地域活動センターを中心に果たしていくことが重要である。</li> <li>・ごみ、安全、環境、福祉の課題対応については、ある地域に住んで生活している限り、地域の結びつきに基づく住民相互の絆ともいべき近隣共同体の構築が必要である。 現在、町会・自治会はこういった問題に対して、大きな役割を果たしていると考えられるが、一方で、町会・自治会に加入しない、あるいは町会・自治会の活動に参加しない住民が増えている。住みよい地域社会を創るためには、近隣社会の衰退を防止するとともに再生する等いわゆるフリーライダー(ただ乗り)を防止するような仕組みの制度化を今後考えなければならない。(区民課)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法に規定されている(第4条)趣旨を考慮して「協力して地域福祉推進に努める」旨の表現を、コミュニティの「役割」の一つとして明記してほしい。(福祉部)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コミュニティ」の範囲によるように思いますが、自治会を念頭においた場合、その構成人員の数や範囲によって担えるレベルが違ってきってしまうように思います。また集合住宅の増加による住民の地域参加への低下の懸念や既存自治会の活動との整合性なども視野に入れていく必要も「権利」や「責務」と銘打つ以上は、あるのではないかと思います。(職員A)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政はコミュニティ相互間の協働がスムーズに進むように方策を講じるべきであるが、区民憲章という性格上、理念を規定すれば十分ではないか。(職員B、C、D、E、F)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバナンス社会においては様々な主体が想定されるが、コミュニティは地域社会においては基本となる。文京区のような都会において、コミュニティの活性化は今後もそれ程期待できず、何らかの支援や後押しが必要であろう。よってここでコミュニティといかに協働関係を構築していくかを規定するのも必要かもしれない。</li> <li>・ガバナンスを考える上で、区民の権利の中には、自分を取り巻く環境に関心を持つことが不可欠だと思います。文京区のようにコミュニティ概念が希薄な地域では少し極端かもしれませんが、特に最近多い「無関心」を悪とする概念をぜひ取り入れてほしいと思います(職員G)</li> </ul>
<p><b>6 事業者の権利・役割・責務</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「権利保障」の項でもあるのですが、権利・責務とも理念レベルでしか書けないのでは、と思います。具体的な権利の付与は憲法と各法律の関係と同様に、各条例や規則で、具体的な責務(義務)については各条例で(行政指導要綱というアプローチもあるでしょうが)行う形の方がよいのではないのでしょうか。(住民以外ではあっても、権利・義務は住民に準じた形で規定していくのがよいと思います。)(職員H)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働の観点から、あるいは本来の協力義務(障害者の就労、福祉環境整備要綱に基づく施設整備等)の視点から、地域福祉への協力義務を文言の中に入れてほしい。(福祉部)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、営利と公益の間でいかようにも動くのではないかと漠然と思います。努力規定的になってしまうのか、どうなのか、よく分からないというのが、本音です。(職員A)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者については単に権利、役割、責務を規定しても協働が進まないで、インセンティブを与える方策がさらに必要ではないか。(職員B、C、D、E、F)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の中には、これまで区が行ってきた公的サービスを担っていくものも多数存在する。効率的な経営、多様なサービスの展開という特性を活かし、後押ししながらも、自主性に任せすぎて区の基本方針と対立することのないよう、権利だけでなく、役割・責務についても明確に規定する必要がある。</li> <li>・企業も一区民であるという理念をぜひ持ってもらい、積極的に区政に参加してもらえるように具体的・積極的な役割を定義すべきだと思います。(憲章で具体的な内容を盛り込むことは難しいと思いますが。)事業者は特に区政への参加企業側の実際の意見を取り入れる機会を設けるほかに個別に参加の仕組みを設けてもいいと思います。(職員G)</li> </ul>
7	<p>非営利団体の権利・役割・責務</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「権利保障」の項でもあるのですが、権利・責務とも理念レベルでしか書けないのでは、と思います。具体的な権利の付与は憲法と各法律の関係と同様に、各条例や規則で、具体的な責務(義務)については各条例で(行政指導要綱というアプローチもあるでしょう)行う形の方がよいのではないのでしょうか。(住民以外ではあっても、権利・義務は住民に準じた形で規定していくのがよいと思います。)(職員H)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この部分が最も注目されている、と思いますが、別に定める方がいいように考えますがある程度しっかりとした参画基準の策定は必要かな、と思います。ただ憲章には、あるべき姿的な形で書くのがいいように思います。(職員A)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政とNPOは対等な立場で協働するということを確認する。(職員B、C、D、E、F)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・、 、 でも述べたとおり、文京区のような都市型で個人の関係が希薄な都市部では個々の区民にガバナンスの精神が浸透するまでは非営利団体が中心的な役割を果たすことになると思うので、あくまでも公的な活動であり、団体の行動には責任があることをそしてただ責任を負わせるだけでなく、行政による支援を明確に定義してもいいと思います。</li> <li>・権利、役割・社会的に貢献する団体として今まで行政が担ってきた公的サービスを担う。</li> <li>・責務・団体の目的達成だけに縛られず社会全体の利益も考えた活動をする。(職員G)</li> </ul>
8	<p>議会の役割・責務</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の自立性を尊重するが、基本の「ガバナンス」の理念の遵守と住民への議会の公開度の向上など、住民にとって、より一層身近な「議会」を目指す事を書くべきではないか、と思います。(職員A)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区政の最高法規である以上、立法機関である議会についても明確に規定すべき。</li> <li>・区民の意見を吸収し区政に反映させるという本来の責務を明確に規定すべき。(職員B、C、D、E、F)</li> </ul>
9	<p>執行機関の役割・責務</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らに対して制約を課するのであれば、具体的に規定することも可能だと思います。ただ、他が理念にとどまるのであれば、あえてここだけ踏み込むことはないという考え方もあるとも思います。(職員H)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民への説明責任や効率的な行財政運営などを盛り込むことになるのではないかと、思います。(職員A)</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・首長は就任時に区民憲章を遵守することを宣誓する。(職員B、C、D、E、F)</li> <li>・区長及び区の職員らが、この区民憲章の理念を意識しながら仕事をしていくことを規定する。ガバナンス型社会実現の前提である、情報公開や住民参加などを行うに適した、柔軟な組織づくりが必要である。(職員G)</li> </ul>
[項目1] 区民憲章と他の条例との関係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区政運営の指針である文京区基本構想との齟齬が生じないようにされたい。(企画課)</li> <li>・「他の条例を作る際には、本憲章を尊重し、違反しないように」という形での最高規範性の確保であっても、それが可能かどうかは疑問を覚えます。(条例で条例を縛ることはやはり現行の解釈では難しいのでは？区民憲章の尊重義務は、議会や首長の政治的責任の域にとどまらざるを得ないのでは？)(職員H)</li> <li>・議会の議決要件の強化より、区民憲章内に他の条例との適用関係の明確化、という手法が良いように思います。但し、今後の地方分権の流れから考えて、ここで議決要件強化の方法をあえて選択する(議論の喚起・注目度等)のも一つの方法とも思います。(職員A)</li> <li>・他の条例との効力関係(形式的最高法規性)を明確にし、区民憲章の独自性を出すため、最高規範性については明文で定めたほうがよい。</li> <li>・改正手続きは加重して、ニセコのような中期的な見直しを定めないほうがよい。(職員B、C、D、E、F)</li> <li>・最高規範性を持たせることについては、区の基本理念を定めた憲章であれば最高規範性は当然だと思います。ただし、そうなると時勢にそぐわない憲章とならないよう、見直し的手段も憲章の中で定めるべきだと思います。</li> <li>・ガバナンスの考え方でいけば、本来は区民憲章の制定及び改正を住民投票で行うべきだが、現実的には難しいので、住民の代表である議会での特別多数議決によって制定及び改正を行っていくように規定してはどうか。</li> <li>・条文の中に、区民憲章が他の条例に優先するといった規定を盛り込むことによって、他の条例より上位に位置することを明確にする必要がある。</li> <li>・区民憲章は常に時代に合致したものである必要があり、そのための見直し、細部の微調整は区民の手により柔軟に行っていくべきであると思われる。そうした観点から、改正手続きの厳格化は現時点ではなじまないと思われる。</li> </ul> <p>あとは、区民憲章を尊重した区政を行っていき、その積み重ねにより実効性をもたせるのが現実的であると思われる。(職員G)</p>
[項目2] 住民の概念
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文京区基本構想が対象としている「文京の地にある人々」とは、区内に在住する人ばかりでなく、区内に働く場や学ぶ場を持つ人を含んでいる。(企画課)</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利を享有する住民と、責務を果たす住民とは、異なるのかもしれないと思います。例えば路上宿泊者、いわゆる不法滞在者なども、権利享有主体としては視野に入れるべきなのかもしれないと思います。(職員H)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼夜人口差を考えると、この概念は広く捉えていく方が都市自治体としては妥当ではないか、と考えます。</li> <li>・報告書にもありますが、この場合の参画の度合についても区民憲章内(もしくは、別の条例)で規定していく必要が出てくるのは致し方ない、と思います。(職員A)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利を与える場面と、義務を課す場面とでは名宛人を変えるべきである。</li> <li>・協働のパートナーは広く定義してもよいが、権利義務に関わる部分は一義的に判断できる定義が必要である。(職員B、C、D、E、F)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文京区のような都市型の自治体の場合は、総則にも述べましたが、文京区に対する義務と権利を積極的に果たしている人全てを区民として積極的に考えるべきだと思います。ただし、住民投票で実際の住民生活の根幹に関わる問題を取り扱う場合などには同じく区民憲章の中で規定した制限を加えるべきだと考えます。</li> <li>・区民だけでなく、法人、昼間区民等の区に関わっている全ての住民参加も必要である。関わり方によって住民の権利や義務の濃淡をつけることを区民憲章に規定する方法がいいと思う。</li> <li>・文京区は昼間人口が多く、事業所、団体等多様な主体が活動を行い、場合によっては納税も行っている。よって住民の概念もある程度広く捉える必要があるが、決して全ての分野で一概に規定できるものではなく、個別の分野ごとに住民の範囲を区別し、規定する必要がある。(職員G)</li> </ul>
[項目3] 情報公開
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の「知る権利」の保障と行政の説明責任を明記する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同時に区民の「自己情報のコントロール権」も明記する。(広報課)</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既にある情報公開条例のエッセンスを取り出す形になるのでしょうか？また、区としての説明責任を盛り込むことは可能と思いますが、(むしろ積極的に盛り込むべき？)「各主体の」説明責任までに立ち入るのは、実効性も含めて難しいと感じます。(職員H)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書47頁(3)の指摘は、的を得ていると考えます。情報公開条例に準ずるのかどうかは議論の必要があると思いますが、各主体にそういった義務を担ってってもらう事は大事だと考えます。</li> <li>・自治体政府(文京区)は、既に条例を持っていますから、憲章内に別に設ける必要はない、と考えます。(ただ「別の条例にある」といった表現での記述はあった方が、親切かな、と思いますが...)(職員A)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別規定はすでにあるので、区民憲章では改めて権利として確認すればよいのではないかと。</li> <li>・単に情報の公開というだけではなく、「分かりやすく」情報を提供することまでを理念として規定する。</li> <li>・情報公開をさらに進めるためにアクセス権についても踏み込んで規定する。(職員B、C、D、E、F)</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加を考えると区民憲章の情報公開の規定で特に強調したいのは、政策や課題が決定するまでの過程の情報をホームページで逐次住民に公開するべきであるという点である。決定するまでの過程で広く住民の意見を聞くことが住民参加につながるのでは。</li> <li>・住民参加の前提として不可欠である。情報をわかりやすく提供すると同時に、そこから住民の意見を導くような仕組みをつくる必要がある。</li> <li>・個人情報保護には十分な配慮を要する。</li> <li>・住民参加の観点から、住民票のある住民のほか、文京区と係わりのあるひと（在学、在勤者）等、住民の概念を広く規定したほうがよいのではないか。（職員G）</li> </ul>
[項目4] 政策決定過程への住民参加
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想の中では、機会あるごとに民意の所在を確かめつつ区政を運営していくため、さまざまなかたちの区民参画を拡大し、住民自治の充実をめざすこととしている。政策決定過程のみならず実施評価にいたる各段階においても住民参画を行うこととしている。（企画課）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参画はパブリック・コメントや委員公募の動きを取り込むことになると思われます。</li> <li>・住民投票については、区民憲章上はプログラム規定でよいと思います。具体的な手続を定めたとしても、個別の案件により対象は変わると思われますし、他の条文ともつりあいが取れると思います。（職員H）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲章に書くことは難しいのかもしれませんが、議会・委員会の積極的公開と平行して、執行機関への住民参画を進めていく、という形がいいように考えます。（職員A）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策決定過程に参加できない人に対するフォロー体制も整えるべき。</li> <li>・多様な市民意見を吸い上げるためのシステムを作るべき。（職員B、C、D、E、F）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開の規定で政策や課題が決定するまでの過程の情報を詳しく住民に公開すると規定し、情報公開を推進して、広く住民の意見を求める。</li> <li>・情報公開と重なるが、個々の担当部署で、政策が決定するまでのプロセスを随時明らかにし、区政について関心、理解を促す広報公聴活動を行うことが前提である。パブリックコメントの活用、審議会委員の公募を進める等のやり方が考えられる。（職員G）</li> </ul>
[項目5] 協働型社会における苦情対応の仕組みについて
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中立的組織としてはオンブズマン制度が当然念頭に置かれるのですが、現実に動かしていくのは難しいのは自主研で出たとおりですし…。広聴・相談機能の強化という辺りが現実的な線でしょうか。</li> <li>・建築（指導？）課で行っている、業者／地域住民の間のあっせんが一つのヒントになるとは思います。（職員H）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスに関する苦情対応については、社会福祉法の規定に基づいて、すでに社会福祉協議会の中に、苦情処理システムが設置されている。従って、第三者的な機関を明記する場合には、一般論として規定してほしい。（福祉部）</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行機関内で苦情対応の仕組みを作り、その上で議会にも同様の仕組みを作る二段階の形がいいように思います。</li> <li>・執行機関内では調整がつかなかった場合、議会の委員会にまわる、といったようなイメージです。(職員A)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法的機能を持つ機関を設立することは、法律的な裏付けもなく、紛争の終局的な解決ができるわけではないので、現時点で区民憲章の内容として規定するのは難しいのではないかと。</li> <li>・かりに制度を創設するとしても「苦情」の内容があいまいなので、厳密な定義をしておかないとどこまで対応すべきかが不明確になってしまう。(職員B、C、D、E、F)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・透明性と強制力をもった第三者的な仕組みが理想的だと思います。苦情対応に迅速さを求める傾向もありますが、迅速さを追求するあまり、調査が不十分になることが起こることを防ぐため、常識の範囲内であれば迅速さに対する定めは特に設ける必要がないと考えます。</li> <li>・協働型社会は苦情が増えることが予想されるので、福祉サービスの苦情対応のシステムのように第三者的な機関を設置し対応していく必要があるのではないかと。</li> <li>・協働型社会では、行政対住民という形だけでなく、多様な対立構造が生まれる可能性がある。官と民が対等の関係になるなかで、区がどのように「調整者」としての役割を果たし、発言力を保つかを考える必要がある。とりあえず各主体とコミュニケーションを密にとり、情報の中心となる必要を感じる。</li> <li>・苦情対応の仕組みの第一歩としては、縦割りをなくすため各分野ごとに支援センター的な相談窓口を設置する等が考えられる。</li> <li>・各主体間で発生する苦情には、第三者機関で対応する 第三者機関は、司法的な能力がなくては機能しないであろうから、はじめは行政が設立し、徐々に別の機関に移行するのがよいのではないかと(職員G)</li> </ul>
<p>[項目6] 権利保障のあり方</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民憲章(自治基本条例)で具体的に保障することは難しく、実際にはその趣旨を受けた条例や規則、要綱で保障していくことになるのではないかと。そうすると、規定の仕方として、理念呈示に近い形での規定の方がよいかと思えます。(住民投票同様、具体的に書くことで、かえって活動を縛ることにもなるのでは?)(職員H)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な権利・義務の規定はすべきでない。個別条例との関係や上位の法律・政令との関係(社会福祉サービスについてはいずれも個別の権利義務規定があるケースが多い)が問題となる。(福祉部)</li> </ul>